

違反対象物の公表制度

違反公表制度とは！

建物を利用しようとする市民の方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防本部が把握した「**重大な消防法違反**」の建物を公表する制度です。

公表の対象となる建物！

- ・飲食店、百貨店など不特定多数の方が利用する建物
- ・病院や社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物
- ・図書館、駅舎、寺院など

公表の対象となる違反！

消防法令により建物に設置が義務付けられている「**屋内消火栓設備**」、「**スプリンクラー設備**」、「**自動火災報知設備**」のいずれかが、消防法令に違反して設置されていないと認められたもの又は設置されていてもその主たる機能が喪失していると認められたものです。

屋内消火栓設備



自動火災報知設備



スプリンクラー設備



公表の内容

- ①建物の名称 ②所在地 ③違反の内容(違反指摘事項、根拠法令、違反の位置等) ④その他(消防長が必要と認める事項)

公表の流れ

違反を発見 → 関係者へ違反を通知 →

14日経過後(違反の状態が続いた場合)→消防本部のホームページで違反を公表

建物関係者の方へ

令和2年4月1日から開始

重大消防法令違反の大半が無届の増築や接続です！！

建物の増改築、用途変更等を計画する際は、消防本部へ事前に相談してください。

(1) 公表制度とは？

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防本部が把握した「**重大な消防法令違反**」の建物を公表する制度です。

(2) ※公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物が対象です。
海部南部消防本部は、図書館、駅舎、寺院等も対象となります。

(3) ※公表の対象となる違反は？

消防法令により建物に設置が義務付けられている「**屋内消火栓設備**」、「**スプリンクラー設備**」、又は「**自動火災報知設備**」のいずれかが消防法令に違反して設置されていないもの又は設置されていてもその主たる機能が喪失していると認められたものです。

(4) ※公表される内容は？

防火対象物の**名称**、**所在地**、**違反の内容**（違反指摘事項、根拠法令、違反の位置等）、**その他**（消防長が必要と認める事項）が、消防本部の**ホームページ**で公表されます。

※ 公表する情報は、消防本部により異なりますので、詳細は下記のお問い合わせ先へお電話ください。

お問い合わせ先

（弥富市・飛島村）海部南部消防本部 予防課へ

電話番号 0567-52-3143